

令和5年度



名古屋城天守閣整備事業について



# 名古屋城の価値と意義

- 慶長15年（1610）徳川家康の命により築城開始
- 慶長18年（1613）以降、**清須越**が行われ、  
城下町が誕生
- 名古屋の都市形成と文化・芸能・産業のルーツ**
- 焼失前の天守は、城郭として  
**国宝（当時）第一号**に指定  
(参考：国宝（当時）第二号は姫路城)



# 名古屋城の価値と意義

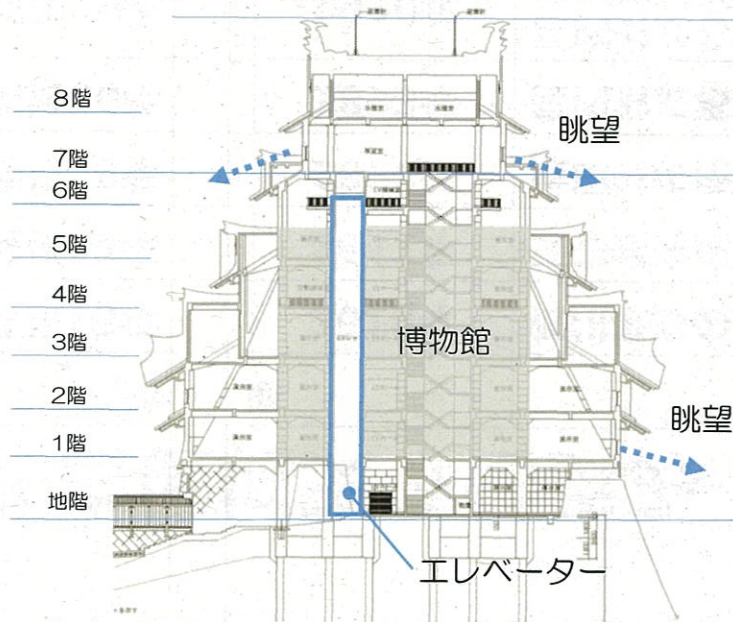
## ○名古屋城天守の歩み

時 期		内 容
慶長15年	1610年	徳川家康の命により築城に着手
慶長17年	1612年	天守が完成
明治 5年	1872年	陸軍省の所管となる
明治26年	1893年	宮内省に移管され名古屋離宮となる
昭和 5年	1930年	宮内省から名古屋市に名古屋城を下賜 天守等が城郭として国宝第1号に指定（旧国宝）
昭和 7年	1932年	名古屋城の実測調査開始（昭和27年(1952年)に「昭和実測図」が完成）
昭和20年	1945年	第二次大戦中の空襲（5月14日）により焼失
昭和34年	1959年	鉄骨鉄筋コンクリート造天守閣再建
平成21年	2009年	本丸御殿復元に着手
平成30年	2018年	本丸御殿が完成

# 名古屋城の価値と意義

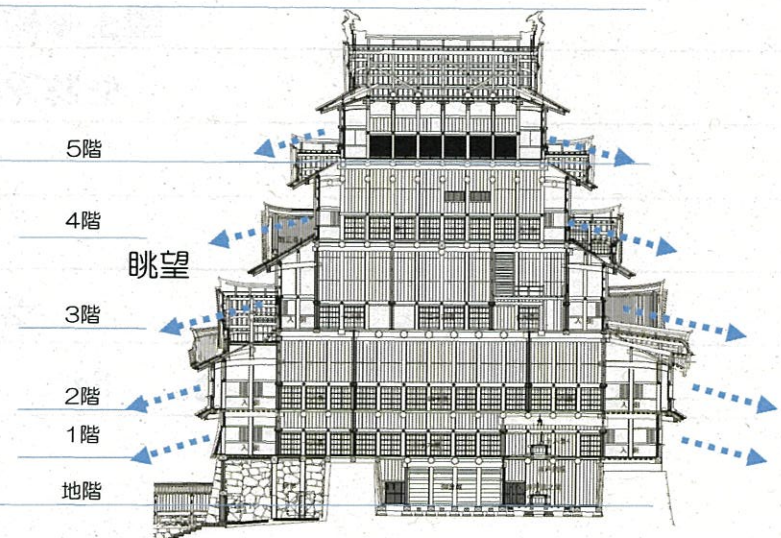
## ○現在の天守閣と復元する天守の違い

現在の天守閣  
(鉄骨鉄筋コンクリート造)



- 内部は博物館
- 眺望（外を見ることができの）は1階北側、東側と7階から
- 地階から5階までエレベーター設置

復元する天守  
(木造)



- 調査研究に基づき復元した内部空間
- 1～5階のすべての階から眺望

# 名古屋城「天守」の整備

## ○木造復元の意義

特別史跡名古屋城跡の  
本質的価値の向上と理解の促進

- ・ 本丸に現存する櫓や門、  
復元する建造物等とあわせて  
**江戸期の本丸を体感**
  - ・ 世界最大級の高層木造建造物
  - ・ 伝統技術の継承と実践の場
- ほか

近世期最高水準の技術により築城



歴史的  
価値

世界的  
価値

技術的  
価値

# 名古屋城「天守」の整備

## ○復元の方針

- ・ 調査研究に基づく  
焼失前の天守の詳細分析
- ・ 遺構の保存に十分配慮した整備
- ・ 防災上の安全確保とバリアフリー



# 復元事業の概要

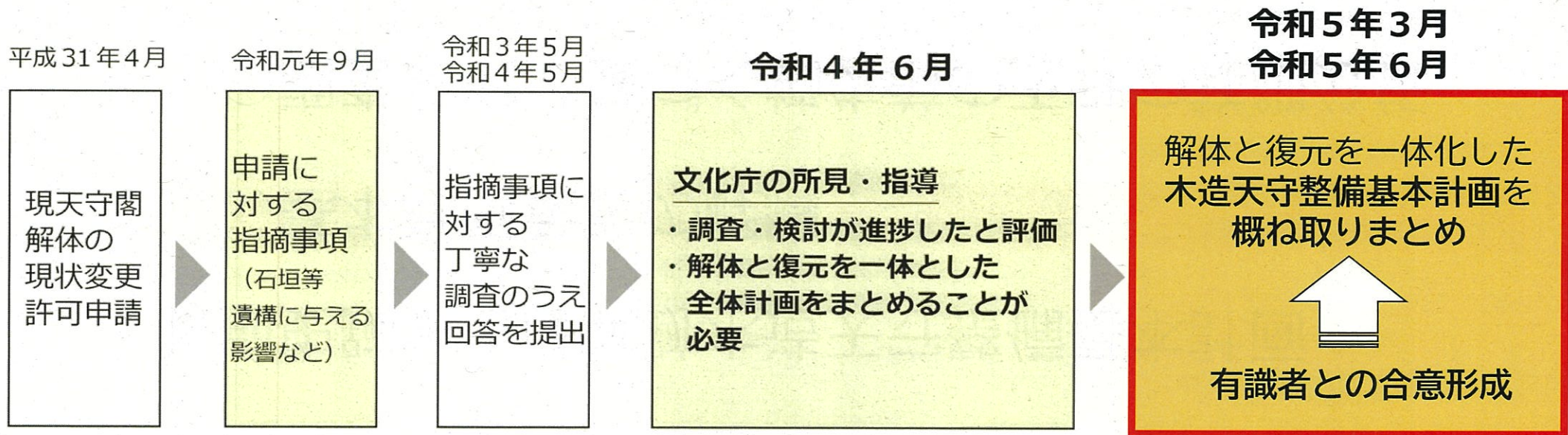
## 特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画

### ○基本計画策定の経緯

- 調査研究に基づく焼失前の天守の詳細分析
- 遺構の保存に十分配慮した整備
- 防災上の安全確保とバリアフリー

# 基本計画策定の経緯

## ○基本計画策定の経緯





# 調査研究に基づく焼失前の天守の詳細分析

## 特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画

- 基本計画策定の経緯
- 調査研究に基づく焼失前の天守の詳細分析
- 遺構の保存に十分配慮した整備
- 防災上の安全確保とバリアフリー

# 調査研究に基づく焼失前の天守の詳細分析

## ○復元の根拠資料

根拠資料	特徴
古写真	名古屋市国宝建造物対象撮影事業により撮影された焼失前の鮮明な <u>ガラス乾板写真（天守79枚）</u> ▶復元建物形状、材種、納まり等の根拠
昭和実測図及び野帳 摺本・拓本	戦前の実測に基づいて作成された <u>昭和実測図（天守71枚）</u> のほか野帳、摺本・拓本 ▶建物規模に関わる柱間、階高等の主要寸法から各種部材の詳細寸法まで、復元建物の寸法を決定する根拠
文献	築城時の仕様等を確認できる中井家文書、宝暦大修理全体の仕様書「御天守御修復取掛りより惣出来迄仕様之大法」、名古屋城の百科事典的資料『金城温古録』等 ▶古写真による形状、昭和実測図による寸法に加え、仕上、仕様技法を補足

# 調査研究に基づく焼失前の天守の詳細分析

## ○復元時代の設定

- ・天守と一体である天守台の石垣が宝暦の大修理で積み替えられ、その時の姿を今に残している。



**宝暦の大修理後の姿に復元**



# 調査研究に基づく焼失前の天守の詳細分析

## ○経年変化による外観の変遷 (銅板葺屋根の緑青化)

完成・公開時の姿



宝暦の大修理後と同じ姿



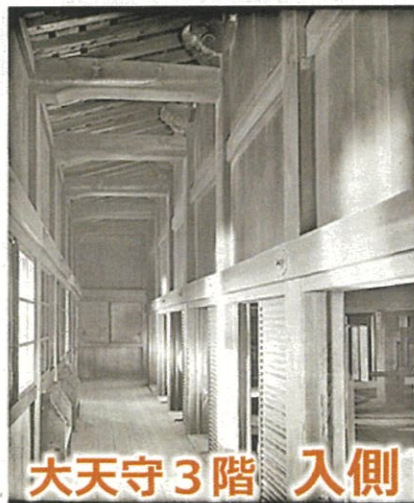
焼失前と同じ姿



# 調査研究に基づく焼失前の天守の詳細分析

## ○内部空間

(ガラス乾板写真)



大天守3階 入側



大天守4階 破風の間



大天守5階 二之間



大天守地階 明り取り窓



大天守1階 石落とし

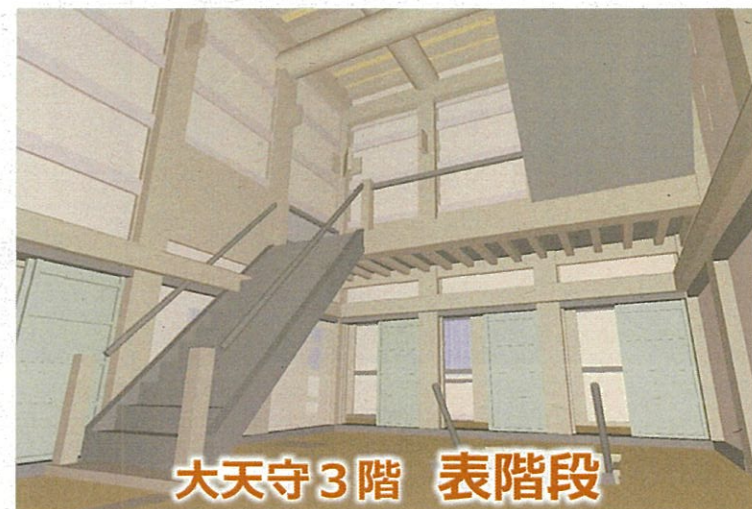


大天守2階 入側

# 調査研究に基づく焼失前の天守の詳細分析

## ○内部空間

(完成イメージ)



# 遺構の保存に十分配慮した整備

## 特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画

- 基本計画策定の経緯
- 調査研究に基づく焼失前の天守の詳細分析
- 遺構の保存に十分配慮した整備
- 防災上の安全確保とバリアフリー

## 遺構の保存に十分配慮した整備

### ○石垣等遺構の保存

天守台周辺の石垣について、現況把握のための調査を実施

- ▶ 特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する石垣等遺構の残存状況や、文化財価値を低下させる恐れのある変形・変状の状況について評価・分類

### 保存のために必要な対策を整理

<石垣保存対策と対応手法の例>

#### ○日常管理

- ・ 日常観察、維持管理

#### ○モニタリング

- ・ 経常観察

#### ○修理（復旧）

- ・ 部分補修（間詰石補充、個別石材補修）
- ・ 面的な補修、強化
- ・ 部分補強（石垣前面の補強） 等

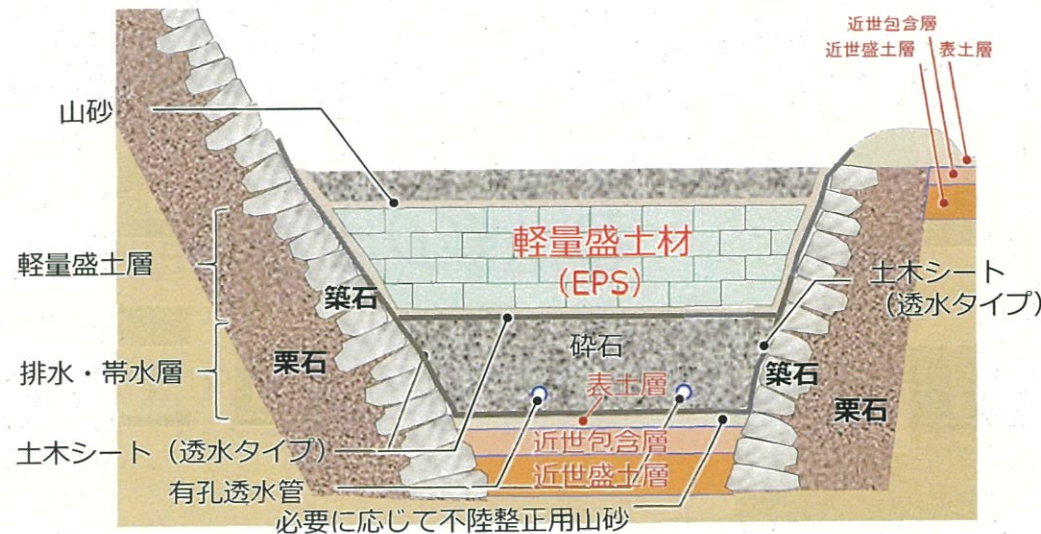


# 遺構の保存に十分配慮した整備

## ○解体・復元工事時における仮設計画

- ・ 仮設物から石垣等を保護するため、石垣面等をシートで覆い、  
軽量盛土※で埋める内堀保護工を設置

※ 非常に硬い発砲スチロール



- ・ 工事に伴う仮設物設置による石垣等遺構への影響に関して工学的解析を行い、石垣等遺構を確実に保護できることを確認

# 防災上の安全確保とバリアフリー

## 特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画

- 基本計画策定の経緯
- 調査研究に基づく焼失前の天守の詳細分析
- 遺構の保存に十分配慮した整備
- 防災上の安全確保とバリアフリー

# 防災上の安全確保とバリアフリー

## ○防災・避難計画

観覧者等の安全性に関わる防災、避難計画については、第三者機関の評定等を取得し、現行の消防法、建築基準法と同等以上の安全性を確保

### 対策1 避難安全性の確保

- ・ 3～4階に階段1箇所付加
- ・ 5階に避難ハッチ設置

### 対策2 出火防止・初期消火

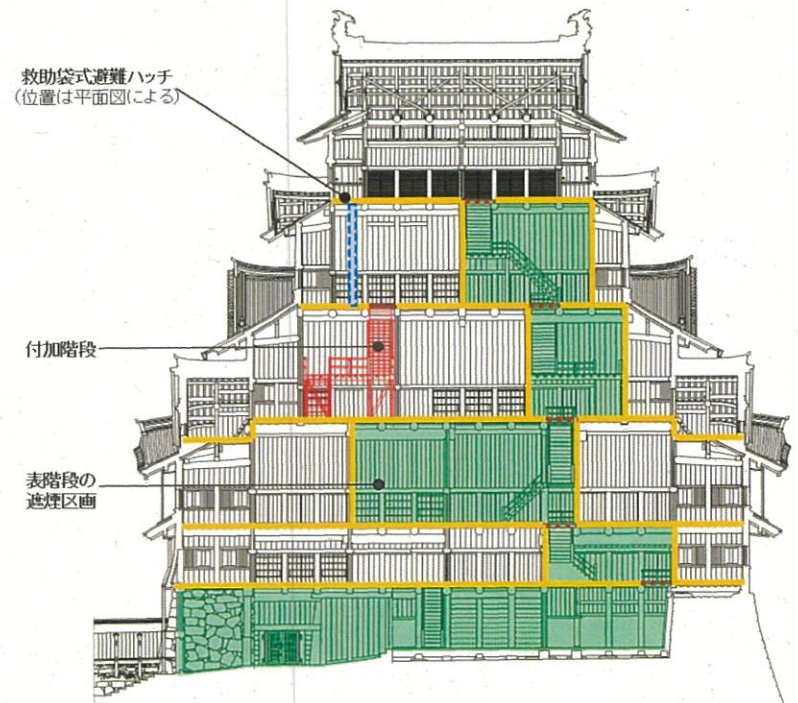
- ・ 煙感知器の設置、ITV等による遠隔監視
- ・ スプリンクラー、消火器、屋内消火栓等設置

### 対策3 被害拡大防止

- ・ 蓄煙、自然排煙利用

### 対策4 安全な避難経路の確保

- ・ 遮煙性能を確保した表階段による避難経路の確保



# 防災上の安全確保とバリアフリー

## ○バリアフリー

### ・昇降技術の公募の概要

#### 募集する技術

史実に基づく復元にあたり、柱や梁を傷めることのない昇降技術を募集

#### 公募への高齢者、障害者等の参画

高齢者、障害者等からの意見を踏まえ、昇降技術を選定

### ・公募の結果

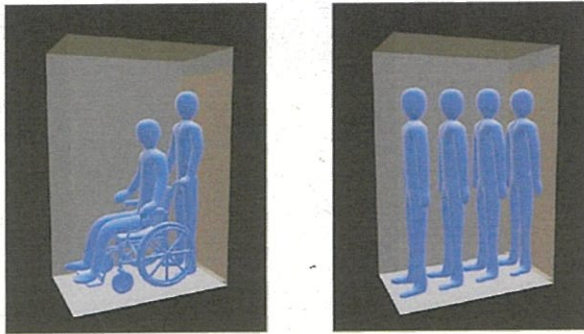
最優秀者	株式会社MHIエアロスペースプロダクション
提案技術	フェリー等の船舶内及び航空機搭乗機材への導入実績のある技術をベースに開発する垂直昇降設備

# 防災上の安全確保とバリアフリー

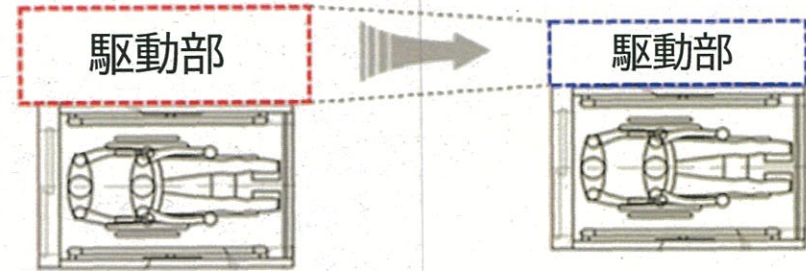
## ○バリアフリー

### ・最優秀者の提案技術の概要

- 定員 4 名または車いす利用者 1 名と介助者 1 名が搭乗可能
- 木造の柱・梁を取り除かずに設置できるよう小型化
- 取り外すことで、往時の姿に戻すことが可能



搭乗イメージ



小型化のイメージ

中々第一項  
2"  
1.5 x 1.6



**ご清聴ありがとうございました。**

## 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準

令和2年4月17日  
文化審議会文化財分科会決定

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について、以下のとおり定める。

## I. 復元

## 1. 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

## 2. 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

## (1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
  - ① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
  - ② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
  - ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること

## (2) 技術的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代における史資料の作成・残存状況等も踏まえ、次の各項目の資料により、復元する歴史的建造物が遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
  - ① 発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
  - ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資

料

- ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
- ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
- ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料

イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

### (3) 配慮事項

ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。

※防火対策については「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に基づいて対策を講じること

イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の内部又はその周辺に掲出し、それぞれについて文化庁に報告すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。

## II. 復元的整備

### 1. 定義

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

ア. 史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

### 2. 基準

「歴史的建造物の復元的整備」は、I. 2. (1) の基本的事項及び(3)の配慮事項を準用するほか、以下の手順及び留意事項を遵守しながら行い、史跡等の保存及び活用に寄与するものであると認められるものでなければならない。



(1) 手順

- ア. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元的整備について以下の観点から整理されていること。
- ① 復元的整備の対象とする歴史的建造物が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること
  - ② 史跡等の本質的価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものであり、それらが明確に示されていること
  - ③ ②の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案が示されていること
  - ④ 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
  - ⑤ 復元的整備後の管理の方針・方法及び活用方策が示されており、②の目的及び効果と整合がとれていること
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解するうえで不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること
- ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物について、考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成されていること
- エ. 1. 2. (2) 技術的事項に沿って往時の規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分については、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること

(2) 留意事項

- ア. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること
- イ. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること
- ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物は、史跡等の学術的な理解の促進に資するものであることから、復元的整備された歴史的建造物に付加する便益施設については、その機能や面積に応じて重要箇所（例えば、城跡における本丸等枢要箇所）を避けるなど配慮すること
- エ. 復元的整備後には、ア. 又はイ. の実施について文化庁に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を検証し、報告を行うこと

Ⅲ. その他

地方指定や未指定の遺跡等において、歴史的建造物の再現を行う場合についても、本基準を参酌しつつ、史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会の指導・助言を受けることができる。

## 木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

### 1. 基本的な考え方

- ・本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。
- ・名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことを選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て押し進めることとしたものである。
- ・市民の皆さまの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに昭和20年5月14日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。
- ・その上で、市民の精神的支柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。
- ・したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。
- ・50～100年で再度「国宝」になることを目指す。
- ・ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022年の完成時期に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

### 2. 現天守閣の現状

- ・現天守閣は5階までエレベーターで上がれるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、1階の東側及び北側の一部と7階の展望室からに限られているが、7階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

### 3. 内部エレベーター

- ・内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が4人程度、かご（乗用部分）の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅65cm、長さ100cm程度（電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度）のものは利用できない。したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

### 4. 外部エレベーター

- ・都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。
- ・その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。

### 5. 基本方針

- ・史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。
- ・今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。
- ・例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し、内部階段を昇降することなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。
- ・新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- ・また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- ・姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。
- ・再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。